募集が公募以外の方法により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「一般公社債等」という。）については、引き続き利子割の課税対象とすることとした。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすることとした。（第二三条及び第七一条の八関係）

ロ　平成二八年一月一日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。以下同じ。）については、所得割の課税対象とし、道府県民税については一〇〇分の二、市町村民税については一〇〇分の三の税率による分離課税とすることとした。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすることとした。（附則第三五条の二関係）

(5)　平成二八年一月一日以後に支払われるべき割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して配当割を課税することとし、当該割引債の償還差益については翌年度の所得割の課税対象とし、当該所得割額から当該割引債の償還金に係る配当割額相当額を控除することとした。（第二三条及び第七一条の三一関係）

(6)　株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組することとした。（附則第三五条の二及び附則第三五条の二の二関係）

(7)　特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例等の拡充

イ　特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算結了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたこと、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすることとした。（附則第三五条の二の三関係）

ロ　特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、本特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすることとした。（附則第三五条の二の三関係）

ハ　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、本特例により控除することができる譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できることとした。（附則第三五条の三関係）

(八)　平成二八年一〇月一日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について、以下の措置を講ずることとした。

(1)　市町村が特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する年金所得に係る仮特別徴収税額を、当該市町村が特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市町村民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の二分の一に相当する額とすることとした。（第三二一条の七の八関係）

(2)　特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとした。（第三二一条の七の九関係）

(九)　平成二八年一月一日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定することとした。（第二四条、第二五条の二、第七一条の七及び附則第四一条関係）

(一〇)　法人に係る道府県民税法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を当該法人に係る道府県民税均等割額等へ充当又は還付する制度を廃止することとした。（第五三条関係）

(二)　法人税割の課税標準である法人税額について、平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

(三)　法人税割の課税標準である法人税額について、平成二五年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

2　事業税

(一)　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例の創設に伴い、法人事業税の付加価値割の課税標準である単年度損益について所要の措置を講ずることとした。（第七二条の一八関係）

(二)　前々年中又は前年中の所得について事業税が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止することとした。（第七二条の五五の三関係）

(三)　ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

(四)　次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第九条関係）

(1)　株式会社商工組合中央金庫に係る資本割の課税標準の特例措置

(2)　株式会社日本政策投資銀行に係る資本割の課税標準の特例措置

3　不動産取得税

(一)　不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産について、当該取得が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から平成二七年三月三一日までの間に行われた場合に限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一一条関係）

(二)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(2)　保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(3)　農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(4)　一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）